

議案第 102 号

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部改正  
について

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

伊賀市障がい者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例(平成23年伊賀市条例  
第24号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊賀市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例

第1条中「障がい者支援多機能型事業所」を「障害福祉サービス事業所」に改める。

第2条中「及び同条第14項」を「、同条第14項」に、「就労継続支援」という。)の次に「その他の障害福祉サービス等」を加える。

第4条中「掲げる事業」の次に「のいずれか」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 共生型サービスに関すること。

第6条の表中「名称」を「事業所」に改める。

第14条第1号中「に掲げる」を「の規定により事業所が行う」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。